

宮城県育休代替任期付職員等に関するQ&A



名簿について

Q1：選考候補者名簿の登録日及び登録期限日はどのようにわかるのですか？

A1：登録完了後に、登録日及び登録期限日を記載した書面を申込者へ送付します。

Q2：選考候補者名簿に登録されている期間中は他の仕事に就くことができますか？

A2：できます。ただし、育休代替任期付職員等として採用されている期間は他の仕事に就くことはできません。

Q3：名簿から削除を希望する場合はどうしたらよいですか？

A3：人事課人事企画・研修班へ連絡してください。選考考査受考前であれば電話連絡のみでよいですが、選考考査受考後であれば、辞退届（任意様式：受考番号、氏名及び辞退理由を具体的に記入）を提出してください。

考査について

Q1：選考考査実施の案内はいつ通知されるのですか？

A1：申込者の勤務可能期間や勤務可能地域等と合致する育児休業等取得予定職員が出た時点で、申込者へ選考考査実施案内を通知します。勤務条件が合致しない場合には通知されませんので、申込みをしても必ず考査が行われるとは限りません。

Q2：論文はどのように提出するのですか？

A2：論文考査用紙を考査実施案内の通知と一緒に送付しますので、考査当日に係員の指示に従って提出してください。

採用について

Q1：合格しても採用されないこともありますか？

A1：採用枠1名に対し、合格者が複数名いた場合は、採用されないことがあります。採用されなかった場合、合格発表日から1年間は、条件に合致する育児休業等取得者が出た場合に再度考査を受考することなく採用されますが、採用されずに1年間を経過した場合には、再度考査の受考が必要になります。ただし、選考候補者名簿の登録期限が過ぎた場合には、改めて申込みをしていただく必要があります。